

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人Aの亡妻であり、同Bの亡母であるC（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、D県E市に所在し、特別養護老人ホームや保育所を開設・運営するF福祉会（以下「事業場」という。）に事務職として雇用され、職員の給与計算などの経理事務や社会保険関係の書類の作成及び提出業務のほか、物品購入等の事務処理に携わっていた。

請求人によると、被災者は、平成〇年〇月下旬頃ないし同年〇月上旬頃から「食欲がなくなった。」「眠れない。」「怠い。」等と頻繁に口にするようになり、同年〇月〇日Gクリニックに受診したところ、「うつ病（疑い）、過敏性腸症候群（疑い）」との診断を受けた。その後、同年〇月〇日H病院に受診し、「適応障害、不安を伴うもの、特定不能の精神病性障害」と診断されたことから、同病院の診断書を事業場に提出して有給休暇を取得していたが、自宅療養中であった同月〇日、自宅内の物置小屋の梁に紐を掛け縊死しているところを同居の義母に発見された。

死体検案書には、死亡日時として「平成〇年〇月〇日午後2時頃」、直接死因として「縊死」、直接には死因に関係しないが傷病経過に影響を及ぼした傷病名等として「うつ病」、死因の種類として「自殺」と記載されている。

請求人は、被災者が職場環境の変化に伴う負担増、会計処理の責任等によって精神、身体ともにダメージを与えられ、精神障害を発病して自死に至ったとして、

監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の精神障害の発病及びその死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）の意見書によると、被災者は平成〇年〇月〇日に ICD-10 診断ガイドラインの「F32.3 精神病症状を伴う重症うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病したとされている。

この点、請求人らは、I 医師、J 医師が被災者の発病時期を「平成〇年〇月またはそれ以前」と診断していること、ボイスレコーダーの設置及び会計検査院の受検を被災者が知り得たことが被災者の本件疾病の発病のきっかけであるとして、被災者の発病時期は平成〇年〇月上旬であり、監督署長及び審査官は、発病時期を不当に前倒し認定していると主張する。

しかしながら、複数の精神科専門医で構成された専門部会は、K が平成〇年〇月〇日の少し後の被災者との会話において、被災者が「『会社ではこんなふう

に明るくしているけど、家に帰ると寝れない、食欲がない、話したくない、落ち込んでいる状態で、朝出勤もしたくないと思いながら出勤するけど、車を降りた瞬間にスイッチが入りこの状態に入る』とかと言っていたことがありました。この状態が始まったのは確か、平成〇年の年明け頃と言っていたと思います。」と申述していることや、請求人からの「平成〇年〇月中頃から食べる方だったのが食べなくなったのでおかしいなどは感じていました。」との申述、さらにI医師の被災者の発病時期は「平成〇年〇月またはそれ以前」とする意見書などに照らし、当審査会としても、被災者の症状及び経過等から見て、専門部会の意見を妥当なものとして判断する。

- (2) 被災者の発病日は、平成〇年〇月上旬であるとする請求人らの主張について検討すると、被災者は、平成〇年〇月〇日には、既に同年〇月末での退職の意思を副理事長に伝えており、副理事長は理事長との話合いの結果、これを認めている。さらに、会計検査院の監査準備は事務長が中心に行ったと認められ、被災者が会計検査院の監査のために過大な心理的負荷を受けたとの状況はうかがわれない。

被災者の一般事務職としての職制を考えれば、背景に300万円の不正経理問題が仮にあったとしても、会計検査院の受検結果において、責任を問われる立場ではないことは容易に理解できるところである。また、退職を予定している者に責任ある仕事を任せることは、社会通念上も考え難く、事実、会計検査院の対応は事務長他で行ったのであるから、会計検査院の受検を被災者が知ったことがきっかけで、被災者が発病したとする請求人らの主張は理解し難い。

ボイスレコーダーの件についても、請求人らが主張するように、事業場が被災者の行動を監視する意味で設置していたのであれば、それを被災者の目に付くところに置いていることも不自然である。ましてや、本件の関係資料からは、それが被災者の監視のために使用されたとの事実は認められないのであるから、ボイスレコーダーの設置を知ったことが、被災者の発病のきっかけであり、その後発病したとする請求人らの主張には合理性がないといわざるを得ない。

これらのことを含め、請求人らの主張は、同年の年明けから見られる被災者の症状経過や医証を十分に検討しているものとはいえず、採用できるものではない。

- (3) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局

長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について（平成23年12月26日付け基発1226第1号）」（以下「認定基準」という。その要旨については、決定書別紙の記載を引用する。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考え、以下、認定基準に基づいて、被災者に発病した本件疾病の業務起因性について検討する。

(4) 被災者の発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷を検討すると次のとおりである。

ア 「特別な出来事」について

認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は認められない。

イ 「特別な出来事以外の出来事」について

(ア) 請求人らは、再審査請求の理由において、「被災者が前任者から引き継いだ通帳に300万円の使途不明金がある中で、会計検査院の受検が明らかになり、被災者がその事務長や税理士に確認しても納得のいく説明を受けられなかったのに、それどころか証拠資料が事業場から税理士に送られて手元からなくなり、相談できる者がおらず悩む中で、自らの言動が事務長にボイスレコーダーにより自らに無断で録音がなされていると知ったという事実が重なれば、職場内で自らが責任を負わされることになるのではないかという不安に強く駆られることは客観的にみても容易に予想される。」とし、心理的負荷のレベルは「強」とであると主張する。

また、請求人らは、意見補充書においても、職員数の増加に伴い業務量が増加している中、さらに会計検査院の受検の対応をしなければならなかったこと、被災者に無断でボイスレコーダーを設置され録音されていたことの二つの出来事は、発病後の出来事ではなく、発病のきっかけになった出来事であって、その心理的負荷は「強」となり、業務起因性が認められると主張する。

(イ) しかしながら、請求人らのこれらの主張に対し、監督署長及び審査官とも業務による出来事として、認定基準別表1の「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」こと、また、「上司とのトラブル

があった」に当てはめ、業務による心理的負荷の総合評価をそれぞれ「弱」と判断している。

当審査会としても、本件の関係資料を精査したが、決定書理由第2の2(2)イに説示されているとおり、これら出来事の評価は妥当であると判断する。

なお、請求人らの上記(ア)の再審査請求時の主張は、これを裏付ける事業場関係者の申述や証拠も得られていないことから、監督署長及び審査官の評価を変更するに足りるものではないと判断する。

したがって、被災者の業務による心理的負荷の全体評価は、当審査会としても「弱」であり、本件疾病と業務との相当因果関係は認められないと判断する。

- 3 以上のとおりであるので、被災者の本件疾病の発病及びその死亡は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。